

第10 肝臓機能障害

障害程度等級表

級別	肝臓機能障害
1級	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
2 級	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
3 級	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常 生活活動が著しく制限されるものを除く)
4 級	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

一 障害程度等級表解説

- 1 等級表1級に該当する障害は、次のいずれにも該当するものをいう。
 - (ア) Child Pugh 分類(注 1) の合計点数が 7 点以上であって、肝性脳症、腹水、血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値の項目のうち肝性脳症又は腹水の項目を含む 3 項目以上が 2 点以上の状態が、90 日以上の間隔をおいた検査において連続して 2 回以上続くもの。
 - (イ)次の項目 $(a \sim j)$ のうち、5項目以上が認められるもの。
 - a 血清総ビリルビン値が 5.0 mg/dl 以上
 - b 血中アンモニア濃度が 150 μg/dl 以上
 - c 血小板数が 50,000/mm³以下
 - d 原発性肝がん治療の既往
 - e 特発性細菌性腹膜炎治療の既往
 - f 胃食道静脈瘤治療の既往
 - g 現在のB型肝炎又はC型肝炎ウイルスの持続的感染
 - h 1日1時間以上の安静臥床を必要とするほどの強い倦怠感及び易疲労感が月7日以上ある
 - i 1日に2回以上の嘔吐あるいは30分以上の嘔気が月に7日以上ある
 - i 有痛性筋けいれんが1日に1回以上ある
- 2 等級表2級に該当する障害は、次のいずれにも該当するものをいう。
 - (ア) Child Pugh 分類(注 1)の合計点数が 7 点以上であって、肝性脳症、腹水、血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値の項目のうち肝性脳症又は腹水の項目を含む 3 項目以上が 2 点以上の状態が、90 日以上の間隔をおいた検査において連続して 2 回以上続くもの。

- (イ)1(イ)の項目(a~j)のうち、aからgまでの1つを含む3項目以上が認められるもの。
- 3 等級表3級に該当する障害は、次のいずれにも該当するものをいう。
 - (ア) Child Pugh 分類(注1)の合計点数が7点以上の状態が、90日以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続くもの。
- (イ)1(イ)の項目(a~j)のうち、aからgまでの1つを含む3項目以上が認められるもの。
- 4 等級表4級に該当する障害は、次のいずれにも該当するものをいう。
 - (ア) Child Pugh 分類(注1)の合計点数が7点以上の状態が、90日以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続くもの。
 - $(イ) 1 (イ) の項目 (a \sim j) のうち、1項目以上が認められるもの。$
- 5 **肝臓移植を行った者**については、抗免疫療法を要しなくなるまでは、障害の除去(軽減)状態が固定したわけではないので、抗免疫療法を必要とする期間中は、当該療法を実施しないと仮定して、1級に該当するものとする。

(注1) Child - Pugh 分類

	1 点	2 点	3 点
肝性脳症	なし	軽度(・)	昏睡(以上)
腹水	なし	軽度	中程度以上
血清アルブミン値	3.5g/d l 超	2.8 ~ 3.5 g/dl	2.8g/dℓ未満
プロトロンビン時間 70%超		40 ~ 70 %	40%未満
血清総ビリルビン値	2.0 mg/dl 未満	$2.0 \sim 3.0 \; \text{mg/d} \ell$	3.0 mg/dℓ超

プロトロンビン時間のスコアについては、国際標準比(INR)による スコアにより代替することができる。

その場合、INR 1.7 未満は1点

1.7~2.3 は 2 点

2.3 超は3点

として算定する。この場合、INRによることを診断書に明記することとする。

6 診断書の作成について

身体障害者診断書においては、疾患等により永続的に肝臓機能の著しい低下のある状態について、その障害程度を認定するために必要な事項を記載する。 併せて障害程度の認定に関する意見を付す。

- (1) 「総括表」について
 - ア 「障害名」について
 - 「肝臓機能障害」と記載する。
 - イ 「原因となった疾病・外傷名」について

肝臓機能障害をきたした原因疾患名について、できる限り正確な名称を記載する。例えば単に「肝硬変」という記載にとどめることなく、「C型肝炎ウイルスに起因する肝硬変」「ウィルソン病による肝硬変」等のように種類の明らかなものは具体的に記載し、不明なときは疑わしい疾患名を記載する。

傷病発生年月日は初診日でもよく、それが不明確な場合は推定年月を 記載する。

ウ 「参考となる経過・現症」について

傷病の発生から現状に至る経過及び現症について、障害認定のうえで 参考となる事項を詳細に記載する。

現症については、別様式診断書「肝臓の機能障害の状態及び所見」の 所見欄の内容はすべて具体的に記載することが必要である。

エ 「総合所見」について

経過及び現症からみて障害認定に必要な事項、特に肝臓機能、臨床症状、日常生活の制限の状態について明記し、併せて将来再認定の要否、 時期等を必ず記載する。

- (2) 「肝臓の機能障害の状態及び所見」について
 - ア 「肝臓機能障害の重症度」について

肝性脳症、腹水、血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値の各診断・検査結果について、Child-Pugh 分類により点数を付し、その合計点数と肝性脳症又は腹水の項目を含む 3 項目以上における 2 点以上の有無を記載する。この場合において、肝性脳症の昏睡度分類については犬山シンポジウム(1981 年)による。また、腹水については、原則として超音波検査、体重の増減、穿刺による排出量を勘案して見込まれる量が概ね 1 以上を軽度、3 以上を中程度以上とするが、小児等の体重が概ね 40 kg以下の者については、薬剤によるコントロールが可能なものを軽度、薬剤によってコントロールできないものを中程度以上とする。

(参考) 犬山シンポジウム(1981年)

昏睡度	精神症状	参考事項
	睡眠・覚醒リズムの逆転	retrospective にし
	多幸気分、ときに抑うつ状態	か判定できない場合
	だらしなく、気にもとめない態度	が多い
	指南力(時・場所)障害、物を取り違え	興奮状態がない
	る (confusion)	尿、便失禁がない
	異常行動(例:お金をまく、化粧品をゴ	羽ばたき振戦あり
	ミ箱に捨てるなど)	
	ときに傾眠状態(普通の呼びかけで開眼	
	し、会話ができる)	
	無礼な言動があったりするが、医師の指	
	示に従う態度をみせる	
	しばしば興奮状態または譫妄状態を伴	羽ばたき振戦あり
	い、反抗的態度をみせる	(患者の協力が得ら
	嗜眠状態(ほとんど眠っている)	れる場合)
	外的刺激で開眼しうるが、医師の指示に	指南力は高度に障害
	従わない、または従えない(簡単な命令	
	には応じうる)	
	昏睡(完全な意識の消失)	刺激に対して、払い
	痛み刺激に反応する	のける動作、顔をし
		かめる等がみられる
	深昏睡	
	痛み刺激にもまったく反応しない	

肝臓機能障害の重症度は、90日以上(180日以内)の間隔をおいた連続する2回の検査により評価するものであり、それぞれの結果を記載する。なお、既に実施した90日以前(最長180日まで)の検査の結果を第1回の結果とすることとして差し支えない。

イ 「障害の変動に関する因子」について

肝臓機能障害を悪化させる因子であるアルコールを、それぞれの検査 日より前に 180 日以上摂取していないことについて、医師による確認を 行う。

また、それぞれの検査時において改善の可能性のある積極的治療を継続して実施しており、肝臓移植以外に改善が期待できないことについて、 医師による確認を行う。

ウ 「肝臓移植」について

肝臓移植と抗免疫療法の実施の有無について記載する。複数回肝臓移植を行っている場合の実施年月日は、最初に実施した日付を記載する。

エ 「補完的な肝機能診断、症状に影響する病歴、日常生活活動の制限」に

ついて

- (ア)原発性肝がん、特発性細菌性腹膜炎、胃食道静脈瘤の治療の既往 医師による確定診断に基づく治療の既往とする。
- (イ)現在のB型肝炎又はC型肝炎ウイルスの持続的感染の確認 HBs 抗原検査あるいは HCV - RNA 検査によって確認する。なお、 持続的な感染については、180 日以上の感染を意味する。
- (ウ)期間・回数・症状等の確認

7日等の期間、1日1時間、2回等の頻度、倦怠感・易疲労感・嘔吐・嘔気・有痛性筋けいれんの症状の確認は、カルテに基づく医師の判断によるものとする。

(エ)日・月の取扱い

1日:0時から翌日の0時までを意味する。

1月:連続する30日を意味する。暦月ではない。

(オ)月に7日以上

連続する 30 日の間に 7 日以上(連続していなくてもかまわない) を意味する。

7 障害程度の認定について

- (1) 肝臓機能障害の認定は、肝臓機能を基本とし、肝臓機能不全に基づく臨 床症状、治療の状況、日常生活活動の制限の程度によって行うものである。
- (2) 肝臓機能検査、臨床症状、治療の状況と日常生活活動の制限の程度との 間に極端な不均衡が認められる場合には、慎重な取扱いをして認定する必 要がある。
- (3) 患者の訴えが重視される所見項目があるので、診察に際しては、患者の主訴や症候等の診療録への記載に努めること。
- (4) 肝臓移植術を行った者の障害程度の認定は、現在の肝臓機能検査の結果 にかかわらず、抗免疫療法を実施しないと仮定した場合の状態で行うもの である。
- (5) 身体障害認定基準を満たす検査結果を得るため、必要な治療の時期を遅らせる等のことは、本認定制度の趣旨に合致しないことであり、厳に慎まれたい。
- (6) 初めて肝臓機能障害の認定を行う者であって、Child-Pugh 分類の合計点数が7点から9点の状態である場合は、1年以上5年以内の期間内に再認定を実施すること。

8 身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について

- Q1.障害となった原因を問わず、認定基準に該当する場合は認定してよいか。
- A 1 .肝炎ウイルスに起因するもの以外であっても、肝臓機能障害として認定する。 ただし、アルコールを継続的に摂取することにより障害が生じている場合や悪 化している場合は、その摂取を止めれば改善が見込まれることもあるため、一 定期間(180日以上)断酒し、その影響を排除した状況における診断・検査結 果に基づき認定することを条件とする。
- Q 2 . すでに肝臓移植を受け、現在抗免疫療法を継続している者が、更生医療の適用の目的から新規に肝臓機能障害として手帳の申請をした場合、申請時点で の抗免疫療法の実施状況をもって認定してよいか。
- A 2 . 肝臓移植を行ったものは、抗免疫療法の継続を要する期間は、これを実施しないと再び肝臓機能の廃絶の危険性があるため、抗免疫療法を実施しないと 仮定した状態を想定し、1 級として認定することが適当である。
- Q3.肝臓機能障害で認定を受けていたものが、肝臓移植によって認定している等級の基準に該当しなくなった場合、手帳の返還あるいは再認定等が必要となるのか。
- A 3 . 移植後の抗免疫療法を継続実施している間は 1 級として認定することが規定 されており、手帳の返還や等級を下げるための再認定は要しないものと考えられる。
 - ただし、抗免疫療法を要しなくなった後、改めて認定基準に該当する等級で再 認定することは考えられる。
- Q4. Child-Pugh 分類による合計点数と肝性脳症又は腹水の項目を含む3項目以上が2点以上の有無は、第1回と第2回の両方の診断・検査結果が認定基準に該当している必要があるのか。
- A 4 . 第 1 回と第 2 回の両方の診断・検査において認定基準に該当していることが 必要である。ただし再認定についてはQ13 を参考にされたい。
- O5.肝性脳症や腹水は、どの時点の状態によって診断するのか。
- A 5 . 肝性脳症や腹水は、治療による改善が一時的に見られることがあるが、再燃することも多いため、診断時においての慢性化してみられる症状を評価する。 なお、関連して、血清アルブミン値については、アルブミン製剤の投与によって、値が変動することがあるため、アルブミン製剤を投与する前の検査値で評価する。
- Q 6.腹水の評価において、体重が概ね 40kg 以下の者の基準を別途定めている趣旨 は何か。また、薬剤によるコントロール可能なものとはどういう状態を意味

するのか。

- A 6 . 超音波検査等の検査技術の確立を踏まえ、腹水量の評価は、その容量を原則的な基準として定めているが、小児等の体格が小さい者については、一定の容量によって重症度を評価することが困難であることに配慮したものである。また、薬剤によるコントロールが可能なものとは、利尿剤等の薬剤により、腹水による腹部膨満や呼吸困難等の症状が持続的に軽減可能な状態を意味する。
- Q7.アルコールを 180 日以上摂取していないことの確認は、アルコール性肝障害 以外についても行うのか。
- A 7 .アルコールは、アルコール性肝障害以外であっても悪化要因となることから、 180 日以上摂取していないことの確認はアルコール性肝障害に限定しない。
- Q8.180 日以上アルコールを摂取していないことについて、どのように判断する のか。
- A 8 . 症状の推移及び患者の申告から医師が判断する。例として、アルコール摂取 に関連する検査数値(GTP 値等)や症状の変化、診察時の所見(顔面紅 潮、アルコール臭等)等を勘案する。

入院等医学的管理下において断酒することにより症状が改善する場合等は、 飲酒があったものと判断する。

- Q9.積極的治療を実施とは、どのようなことから判断するのか。
- A 9 . 医師の指示に基づき、受診や服薬、生活上の管理を適切に行っているかどう かで判断する。
- Q10.現在のB型肝炎又はC型肝炎ウイルスの持続的感染の確認については 180日以上の間隔をおいた検査を2回実施しなければならないのか。
- A 10. 現在の症状が肝炎ウイルスに起因すると診断されている場合は、すでにウイルスの持続的な感染が確認されているため、直近の 1 回の検査によって確認されれば現在の持続的感染と判断してよい。
- Q11.現在のB型肝炎又はC型肝炎ウイルスの持続的感染の確認とあるが、他の型のウイルスの感染は対象とはしないのか。
- A 11. 現在確認されている肝炎ウイルスのうち、A 型肝炎及び E 型肝炎は症状が慢性化することは基本的になく、また D 型肝炎ウイルスについては B 型肝炎ウイルスの感染下においてのみ感染するため、B 型肝炎と C 型肝炎のみを対象としている。今後新たな肝炎ウイルスが確認された場合は、その都度検討する。

- Q12.強い倦怠感、易疲労感、嘔吐、嘔気、有痛性筋けいれんあるいは「1 日 1 時間以上」「月 7 日以上」等は、どのように解するのか。
- A 12. 外来診察時又は入院回診時、自宅での療養時等において、そのような症状があったことが診療記録等に正確に記載されており、これにより当該項目について確認できるということを想定している。

そのためにも、平素からこれらの症状について、継続的に記録を取っておく ことが必要である。

- Q13.初めて肝臓機能障害の認定を行う者の再認定の必要性に関して、
 - ア. Child-Pugh 分類による合計点数が例えば第1回9点、第2回10点の場合は、再認定を付して認定しなければならないのか。
 - イ. Child-Pugh 分類による合計点数が 7 点から 9 点の状態であり、再認定の際にも同じく 7 点から 9 点の状態であった場合、再度、再認定の実施を付しての認定をしなければならないのか。
- A13.ア.再認定の必要性については、第2回目の検査時点の結果をもって判断されたい。
 - イ.再認定の際にも7点から9点の状態であった場合は、一律に再認定が必要とするのではなく、指定医と相談のうえ個別に障害の状態を確認し再認定の必要性を判断されたい。

記載要領(肝臓機能障害)

疾患等により永続的に肝臓機能の著しい低下のある状態について、その障害程度を認定するために必要な事項を記載する。

併せて障害程度の認定に関する意見を付す。

総括表 身体障害者診断書・意見書(肝臓機能障害用)

① 「障害名」欄

「肝臓機能障害」と記載する。

② 「原因となった疾病・外傷名」欄

肝臓機能障害をきたした原因疾患名について、できる限り正確な名称を記載する。

例えば単に「肝硬変」という記載にとどめることなく、「C型肝炎ウイルスに起因する肝硬変」「ウィルソン病による肝硬変」等のように種類の明らかなものは具体的に記載し、不明なときは疑わしい疾患名を記載する。

傷病発生年月日は初診日でもよく、それが不明確な場合は推定年月を記載する。

③ 「参考となる経過・現症」欄

傷病の発生から現状に至る経過及び現症について、障害認定のうえで参考となる事項を詳細に記載する。

現症については、別様式診断書「肝臓の機能障害の状態及び所見」の所見欄の内容はすべて具体 的に記載することが必要である。

④ 「総合所見」欄

経過及び現症からみて障害認定に必要な事項、特に肝臓機能、臨床症状、日常生活の制限の状態 について明記する。

※将来再認定について

初めて肝臓機能障害の認定を行う者であって、Child-Pugh分類の合計点数が7点から9点の状態である場合は、1年以上5年以内の期間内に再認定を実施すること。

再認定の必要性については、Child-Pugh分類による合計点数の第2回目の検査時点の結果をもって判断する。

再認定の際にもChild-Pugh分類による合計点数が7点から9点の状態であった場合は、一律に再認定が必要とするのではなく、個別に障害の状態を確認し再認定の必要性を判断する。

将来再認定の「要・不要」の別について必ずどちらかに〇印を記載する。

将来再認定を「要」とする場合は、「軽度化・重度化」の別も必ずどちらかに〇印を記載し、将来再認定の時期等も必ず記載する。

再認定が必要な例【将来再認定 要 (軽度化・重度化)・不要】 【再認定の時期 1年後・3年後・5年後】

- ⑤ 診断年月日、医療機関名、診療担当科名、医師氏名欄を必ず記載し押印すること。
- ⑥ 身体障害者福祉法第15条第3項の意見(指定医の意見)欄

障害程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に

- 該当する
- 該当しない のいずれかに○印を記入する。

障害程度等級についての参考意見

〇 級相当 必ず等級を記入する。

診断書様式

(肝臓の機能障害の状態及び所見)

1 「肝臓機能障害の重症度」について

肝性脳症、腹水、血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値の各診断・検査結果について、Child-Pugh 分類により点数を付し、その合計点数と肝性脳症又は腹水の項目を含む3項目以上における2点以上の有無を記載する。

この場合において、肝性脳症の昏睡度分類については犬山シンポジウム(1981年)による。

また、腹水については、原則として超音波検査、体重の増減、穿刺による排出量を勘案して見込まれる量が概ね10以上を軽度、30以上を中程度以上とするが、小児等の体重が概ね40kg以下の者については、薬剤によるコントロールが可能なものを軽度、薬剤によってコントロールできないものを中程度以上とする。

(参考) 犬山シンポジウム (1981年)

昏睡度	精神症状	参考事項
	睡眠-覚醒リズムの逆転	retrospective にしか判
I	多幸気分、ときに抑うつ状態	定できない場合が多い
	だらしなく、気にもとめない態度	
	指南力(時・場所)障害、物を取り違える(confusion)	興奮状態がない
	異常行動(例:お金をまく、化粧品をゴミ箱に捨てるなど)	尿、便失禁がない
П	ときに傾眠状態(普通の呼びかけで開眼し、会話ができる)	羽ばたき振戦あり
	無礼な言動があったりするが、医師の指示に従う態度をみ	
	せる	
	しばしば興奮状態または譫妄状態を伴い、反抗的態度をみ	羽ばたき振戦あり(患者
	せる	の協力が得られる場合)
Ш	嗜眠状態 (ほとんど眠っている)	指南力は高度に障害
	外的刺激で開眼しうるが、医師の指示に従わない、または	
	従えない (簡単な命令には応じうる)	
	昏睡 (完全な意識の消失)	刺激に対して、払いのけ
IV	痛み刺激に反応する	る動作、顔をしかめる等
		がみられる
V	深昏睡	
v	痛み刺激にもまったく反応しない	

肝臓機能障害の重症度は、90 日以上(180 日以内)の間隔をおいた連続する 2 回の検査により評価するものであり、それぞれの結果を記載する。なお、既に実施した 90 日以前(最長 180 日まで)

の検査の結果を第1回の結果とすることとして差し支えない。

2 「障害の変動に関する因子」について

肝臓機能障害を悪化させる因子であるアルコールを、それぞれの検査日より前に 180 日以上摂取 していないことについて、医師による確認を行う。

また、それぞれの検査時において改善の可能性のある積極的治療を継続して実施しており、肝臓 移植以外に改善が期待できないことについて、医師による確認を行う。

3「肝臓移植」について

肝臓移植と抗免疫療法の実施の有無について記載する。複数回肝臓移植を行っている場合の実施 年月日は、最初に実施した日付を記載する。

- 4「補完的な肝機能診断、症状に影響する病歴、日常生活活動の制限」について
 - ア 原発性肝がん、特発性細菌性腹膜炎、胃食道静脈瘤の治療の既往

医師による確定診断に基づく治療の既往とする。

イ 現在のB型肝炎又はC型肝炎ウイルスの持続的感染の確認

HBs 抗原検査あるいは HCV-RNA 検査によって確認する。なお、持続的な感染については、180 日以上の感染を意味する。

ウ 期間・回数・症状等の確認

7日等の期間、1日1時間、2回等の頻度、倦怠感・易疲労感・嘔吐・嘔気・有痛性筋けいれんの症状の確認は、カルテに基づく医師の判断によるものとする。

エ 日・月の取扱い

1日:0時から翌日の0時までを意味する。

1月:連続する30日を意味する。暦月ではない。

オ 月に7日以上

連続する30日の間に7日以上(連続していなくてもかまわない)を意味する。

留意事項

- 1 肝臓機能障害の認定は、肝臓機能を基本とし、肝臓機能不全に基づく臨床症状、治療の状況、日常生活活動の制限の程度によって行うものである。
- 2 肝臓機能検査、臨床症状、治療の状況と日常生活活動の制限の程度との間に極端な不均衡が認め られる場合には、慎重な取扱いをして認定する必要がある。
- 3 患者の訴えが重視される所見項目があるので、診察に際しては、患者の主訴や症候等の診療録へ の記載に努めること。
- 4 肝臓移植術を行った者の障害程度の認定は、現在の肝臓機能検査の結果にかかわらず、抗免疫療 法を実施しないと仮定した場合の状態で行うものである。
- 5 身体障害認定基準を満たす検査結果を得るため、必要な治療の時期を遅らせる等のことは、本認 定制度の趣旨に合致しないことであり、厳に慎まれたい。
- 6 肝炎ウイルスに起因するもの以外であっても、認定基準に該当する場合は、肝臓機能障害として

認定する。ただし、アルコールを継続的に摂取することにより障害が生じている場合や悪化している場合は、その摂取を止めれば改善が見込まれることもあるため、一定期間 (180 日以上) 断酒し、その影響を排除した状況における診断・検査結果に基づき認定することを条件とする。

7 肝臓移植を受け、現在、抗免疫療法を継続している者は、抗免疫療法を実施しないと再び肝臓機能の廃絶の危険性があるため、申請時点での抗免疫療法の実施状況をもって、1 級として認定することが適当である。

なお、移植後の抗免疫療法を要しなくなった後、改めて認定基準に該当する等級で再認定することは考えられる。

- 8 Child-Pugh 分類による合計点数と肝性脳症又は腹水の項目を含む 3 項目以上が 2 点以上の状態の有無は、第1回と第2回の両方の診断・検査において認定基準に該当していることが必要である。
- 9 肝性脳症や腹水は、治療による改善が一時的に見られることがあるが、再燃することも多いため、 診断時においての慢性化してみられる症状を評価する。
- 10 腹水量の評価は、超音波検査等の検査技術の確立を踏まえ、その容量を原則的な基準として定めているが、小児等の体格が小さい者(体重が概ね 40kg 以下)は、容量によって重症度を評価することが困難であることに配慮したものである。

また、薬剤によるコントロールが可能なものとは、利尿剤等の薬剤により、腹水による腹部膨満や呼吸困難等の症状が持続的に軽減可能な状態を意味する。

- 11 アルコールは、アルコール性肝障害以外であっても悪化要因となることから、180 日以上摂取していないことの確認は、アルコール性肝障害に限定せず、全ての肝障害において行うこと。
- 12 アルコールを 180 日以上摂取していないかどうかは、病状の推移及び患者の申告から医師が判断 する。例として、アルコール摂取に関連する検査数値(γ -GTP 値等)や症状の変化、診察時の所 見(顔面紅潮、アルコール臭等)等を勘案する。

入院等医学的管理下において断酒することにより症状が改善する場合等は、飲酒があったものと 判断する。

- 13 積極的治療の実施とは、医師の指示に基づき、受診や服薬、生活上の管理を適切に行っているかどうかで判断する。
- 14 現在の B 型肝炎又は C 型肝炎ウイルスの持続的感染については、症状が肝炎ウイルスに起因すると診断されている場合、すでにウイルスの持続的な感染が確認されているため、直近の1回の検査によって確認されれば現在の持続的感染と判断してよい。
- 15 強い倦怠感、易疲労感、嘔吐、嘔気、有痛性筋けいれんあるいは「1 日 1 時間以上」「月 7 日以上」等については、外来診察時又は入院回診時、自宅での療養時等において、そのような症状があったことが診療記録等に正確に記載されており、これにより当該項目について確認できることを想定している。
- 16 初めて肝臓機能障害の認定を行う者であって、Child-Pugh 分類の合計点数が 7 点から 9 点の状態である場合は、1 年以上 5 年以内の期間内に再認定を実施する。

肝 臓 機 能 障 害 (認定基準早見表)

(全等級で1種)

					(土 守城 く 1 性)
等	級	障害程度等級表	次の ア〜イ の いずれ のをいう。	たも該当するも	
1	級	肝臓の機能の障害 により日常生活活動 がほとんど不可能 なもの	ア. Child-Pugh分 類の合計点数が 7点以上 であって 肝性脳症、腹水、血 清アルブミン値、プロ トロンビン時間、血清	 イ. 下記の項目 (a~j)のうち、 5項目以上 が認められるもの。※ 	肝臓移植を行った者については、抗免疫療法を要しなくなるまでは、障害の除去(軽減)状態が固定したわけではないので、抗免疫療法を必要とする期間中は、当該療法を実施しないと仮定して、1級に該当するものと
			総ビリルビン値の項 日のうち肝性脳症		する。
2	級	肝臓の機能の障害 により日常生活活動 が極度に制限され るもの	目のうち肝性脳症 又は腹水の項目を 含む3項目以上が 2点以上の状態が、 90日以上180日以内 の間隔をおいた検査 において連続して		 ※ a. 血清総ビリルビン値が5.0mg/dl 以上 b. 血中アンモニア濃度が150 µ g/dl 以上 c. 血小板数が50,000/md以下
3	級	肝臓の機能の障害 により日常生活活動 が 著しく制限され るもの (社会での日常生活 活動が著しく制限されるものを除く)	ア . Child-Pugh分類の合計点数が 7点以上 の状態が、90日以上180	つを含む3項目 以上が認められるもの。※	 d. 原発性肝がん治療の既往 e. 特発性細菌性腹膜炎治療の既往 f. 胃食道静脈瘤治療の既往 g. 現在のB型肝炎又はC型肝炎ウイルスの持続的感染 h. 1日1時間以上の安静臥床を必要とするほどの強い倦怠感及び易疲労感
4	級	肝臓の機能の障害 により 社会での 日常 生活活動が 著しく 制限されるもの	日以内の間隔を おいた検査におい て 連続して2回以 上続くもの。	 イ. 下記の項目 (a~j)のうち、 1項目以上が認められるもの。※ 	が月7日以上あるi. 1日に2回以上の嘔吐あるいは30分以上の嘔気が月に7日以上あるj. 有痛性筋けいれんが1日に1回以上ある

(注) 初めて肝臓機能障害の認定を行う者であって、Child-Pugh分類の合計点数が7点から9点の状態である場合は、1年以上5年以内の期間内に再認定を実施すること。

診断年月日欄

医療機関名、 指定医氏名欄 再認定欄」は記載済みですか。

身体障害者診断書・意見書(肝臓機能障害用) 総括表 昭和29 年 1 月 1 0 日生 (男) 女 氏 名 住 所 障害名(部位を明記) 肝臓機能障害 外傷・疾病 原因となった C型肝炎ウィルスによる肝硬変 先天性・その他(疾病・外傷名 疾病・外傷発生年月日 平成 2 5 年 4 月 5 日 参考となる経過・現症(画像診断及び検査所見を含む。) 平成25年4月、血液検査・画像所見より上記診断。 平成29年には腹水が治療(塩分制限・利尿剤内服・アルブミン投与など)に対し抵抗性を示した。 また、 度の脳症が持続した。 障害固定又は障害確定(推定) 平成29年 12月 7日 総合所見(再認定の項目も記入) 平成29年12月7日および平成29年3月15日において、Child-Pugh grade C の肝臓機能障害を呈し た。 ・ 平成29年12月7日:12点、うち、腹水・血清アルプミンは3点 平成30年3月15日:13点、うち、腹水・血清アルブミン・プロトロンピン時間は3点 また、血中アンモニア150/g/dl以上、血小板50,000/mil以下、特発性細菌性腹膜炎の既往、C型 肝炎ウィルスの持続的感染、有通性けいれんが1日1回以上の5項目を満たした。 2回目の検査の点数が10点を超えており、再認定は不要と判断する。 要(軽度化・重度化) (不要) [将来再認定 [再認定の時期 1年後・3年後・5年後] その他参考となる合併症状 上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。 平成30 年 4月 1日 病院又は診療所の名称 病院 電話 () 所 在 地 診療担当科名 消化器内 科 医師氏名 身体障害者福祉法第15条第3項の意見

・該当する。

・該当しない。

1 級相当

注 障害区分や等級決定のため、八王子市から改めて問い合わせる場合があります。

1 肝臓機能障害の重症度

	検査日(第1	回)	検査日(第2回)		
	平成29年1	2月 7日	平成30年	3月15日	
	状態	点数	状態	点数	
肝性脳症	なし・・	2	なし・・・	2	
腹水	なし・軽度 中程度以上 概ね 3	3	なし・軽度 中程度以上 概ね 4	3	
血清アルブミン値	2.6 /de	3	2.4 /de	3	
プロトロンビン時間	4 1 %	2	3 4 %	3	
血清総ビリルビン値	2.8 mg/dℓ	2	2.9 mg/dℓ	2	

合計点数	12 点	13 点
(で囲む)	5~6点 ・ 7~9点 ・ 10点以上	5~6点 ・ 7~9点 ・ 10点以上
肝性脳症又は腹水の項目を含む3 項目以上における2点以上の有無	有・無	有)・無

- 注1 90日以上180日以内の間隔をおいて実施した連続する2回の診断・検査結果を記入すること。
- 注2 点数は、Child-Pugh分類による点数を記入すること。

< Child-Pugh分類 >

	1点	2点	3点
肝性脳症	なし	軽度(・・)	昏睡(以上)
腹水	なし	軽度	中程度以上
血清アルブミン値	3.5 /dℓ超	2.8~3.5 /dl	2.8 /dl未満
プロトロンビン時間	70%超	40 ~ 70%	40%未満
血清総ビリルビン値	2.0mg/dℓ未満	2.0 ~ 3.0mg/dℓ	3.0mg/dℓ超

- 注3 肝性脳症の昏睡度分類は、犬山シンポジウム(1981年)による。
- 注4 腹水は、原則として超音波検査、体重の増減、穿刺による排出量を勘案して見込まれる量が 概ね1 以上を軽度、3 以上を中程度以上とするが、小児等の体重が概ね40kg以下の者に ついては、薬剤によるコントロールが可能なものを軽度、薬剤によってコントロールできない ものを中程度以上とする。

2 障害の変動に関する因子

	第1回検査	第2回検査
180日以上アルコー ルを摂取していない	○ · ×	○ · ×
改善の可能性のある 積極的治療を実施	○ · ×	○ · ×

3 肝臓移植

肝臓移植の実施	1	(#)	実施年月日	年	月	日
抗免疫療法の実施	有・・	(#)				

注 5 肝臓移植を行った者であって、抗免疫療法を実施している者は、1、2、4の記載は省略可能である。

4	補完的な肝機能診断、症	状に影響する病歴		
		血清総ビリルビ	ン値5 . 0 mg/dl以上	有・(無)
		検査日	平成30年3月15日	
		血中アンモニア	(+)	
	補完的な肝機能診断	検査日	平成30年3月15日	有・無
		血小板数50,	000/mm³以下	
		検査日	平成30年3月15日	有・無
		原発性肝がん治	療の既往	
		確定診断日	平成30年3月15日	有・無
		特発性細菌性腹膜炎治療の既往		-
	症状に影響する病歴	確定診断日	平成30年3月15日	一(有)・無
		胃食道静脈瘤治	<u></u> ≠ . (±	
	/_	確定診断日	平成30年3月15日	有・無り
		現在の B 型肝炎 的感染	有・無	
		最終確認日	平成30年3月15日	
			:の安静臥床を必要とするほと び易疲労感が月7日以上ある	有・無
	日常生活活動の制限	1日に2回以上 嘔気が月に7日	有・無	
		有痛性筋けいれ	有・無	
			5 個	
		補完的 症状に	有・無	